

点検評価レポートフォルオ

静岡県立農林環境専門職大学

令和3年3月

はじめに

大学における学校評価は、学校教育法第 109 条第 1 項において、「当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定められている。

本学は、大学と短期大学部においてそれぞれ自己点検評価委員会を設置し、それぞれの自己点検評価委員会規程にて詳細を定めている。また、自己点検・評価規程を定め、自己点検・評価に関し必要な事項を定めている。

開学初年度に当たる令和 2 年度は、計 5 回の委員会を合同で開催し、認証評価制度の確認、機関別認証評価機関の選定、自己点検評価書の様式の策定、点検評価ポートフォリオの作成等について検討を行った。

毎年行う自己点検評価に当たっては、7 年以内に一度受審する機関別認証評価の評価機関を見据えた報告書様式でまとめることを目指し、初年度は、一般財団法人大学教育質保証・評価センターが定める点検評価ポートフォリオを準用することとした。

ポートフォリオにおける評価項目は、質保証・評価センターが定める評価指針を専門職大学向けに修正したもので、公益財団法人大学基準協会が定める点検項目や独自の追加項目も一部加味した内容となっている。

本ポートフォリオの作成に当たっては、点検項目ごと担当委員会等において実施状況の記入、関連資料等の収集・作成を行い、自己点検評価委員会においてそれらを取りまとめたものとなっている。

本ポートフォリオは将来的に外部評価や認証評価を受ける際の基礎資料として活用することを前提としているが、公表に当たっては、個人情報や公表に相応しくない資料等は除く形でまとめている。また、認証評価機関の選定は継続課題となっており、自己点検評価報告書の様式についても再度検討の余地を残している。

大学の質保証システムは、単に大学を評価するものではなく、大学の自主性・自律性に基づく自己改善を促進するためのものであり、そうした一連の営みを通して情報を社会に公表し社会との対話を進めることで教育研究等の更なる充実が可能となることを意識した「社会に開かれた質保証」の実現が求められている。

本学において、令和 2 年度に実施した自己点検・評価結果を本自己点検・評価ポートフォリオにより公表することで、公立大学として社会に対する説明責任を果たし、透明性の高い運営や恒常的な改善に努め、県民に開かれた大学づくりを推進していく方針である。

静岡県立農林環境専門職大学学長
静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学長
(自己点検評価委員会委員長)

鈴木 滋彦

目次

大学の概要	1
大学の目的	5
I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事	9
ロ 教員組織に関する事	13
ハ 教育課程に関する事	17
ニ 施設及び設備に関する事	23
ホ 事務組織に関する事	27
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事	29
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事	33
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事	35
リ 財務に関する事	39
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事	41
II 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	47
III 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	55
認証評価共通基礎データ	65

大学の概要

(1) 大学名

静岡県立農林環境専門職大学 (Shizuoka Professional University of Agriculture)

(2) 所在地

〒438-8577 静岡県磐田市富丘678-1

(3) 学部等の構成

生産環境経営学部 生産環境経営学科

(4) 学生数及び教職員数

<学生数>

(年・人)

学部名称 (学位)	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	令和2年度入学者数
生産環境経営学部 (農林業学士(専門職))	4	24	—	96	27

<教員数>

(人)

	専任教員数						兼任教員数
	教授	准教授	講師	助教	計	助手	
生産環境経営学部	12	5	3	1	21	—	25

<教員以外の職員数>

(人)

職種	専任	兼任	計
学長	1	—	1
事務職員	19	—	19
技術職員	2	12	14
図書館専門職員	1	—	1
その他の職員	—	—	—
計	23	12	35

※短期大学部と兼務を含む

(5) 理念と特徴

【基本理念】

前身の静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自ら

の心を耕すことである」という理念を尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育てていくことができる人材」を養成することを基本理念とする。

【本学の特徴】

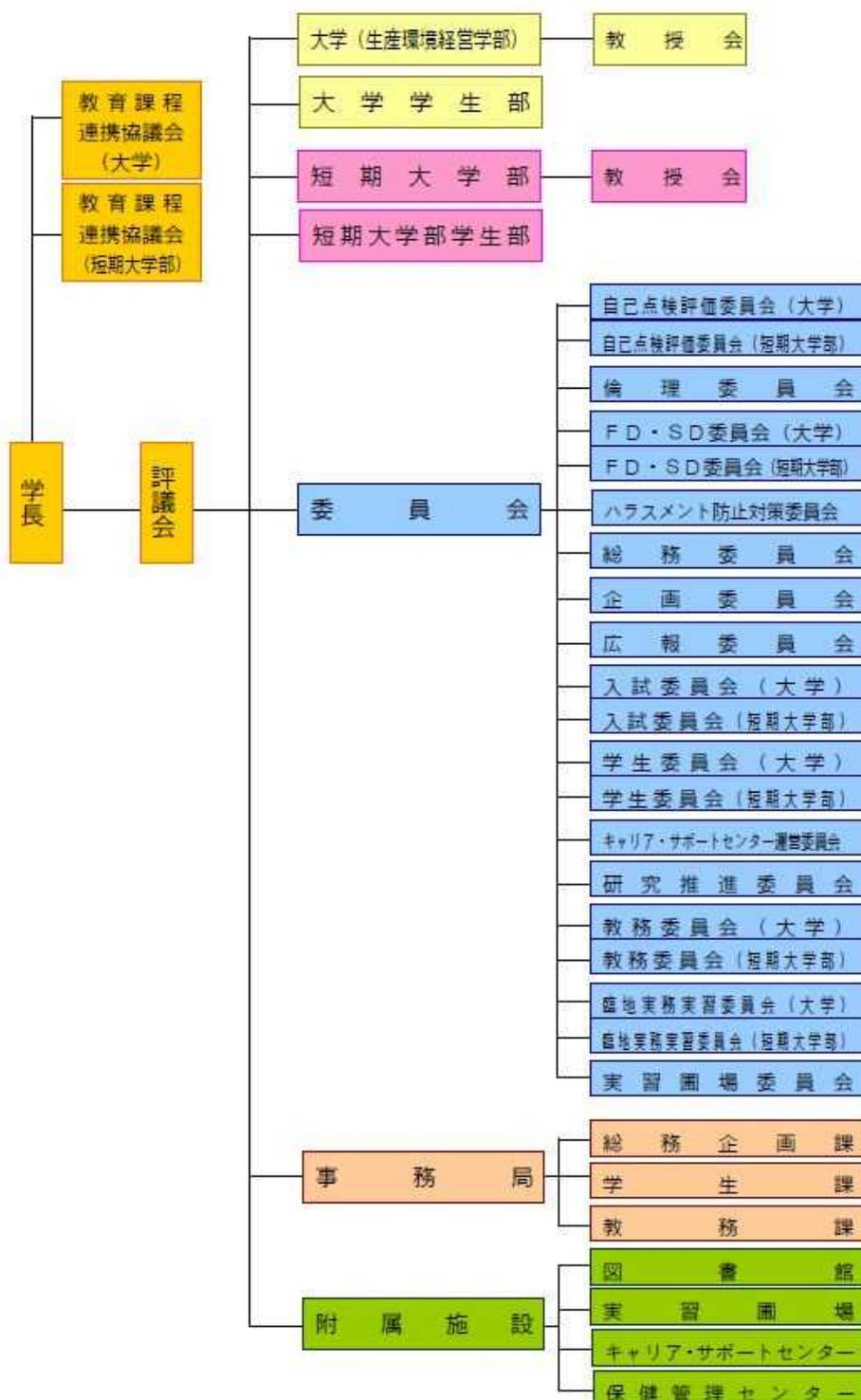
基本理念の実現に資するよう、本学は次のような特色を有する。

- ①栽培、林業、畜産の各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに農山村の地域社会を支える人材の育成
- ②コース別履修科目と分野横断的な共通履修科目を適切に組み合わせた教育課程
- ③少人数授業
- ④実習・演習を中心とした授業
- ⑤農林業経営体における臨地実務実習
- ⑥現場課題をテーマとしたプロジェクト研究
- ⑦1年次全寮制の導入

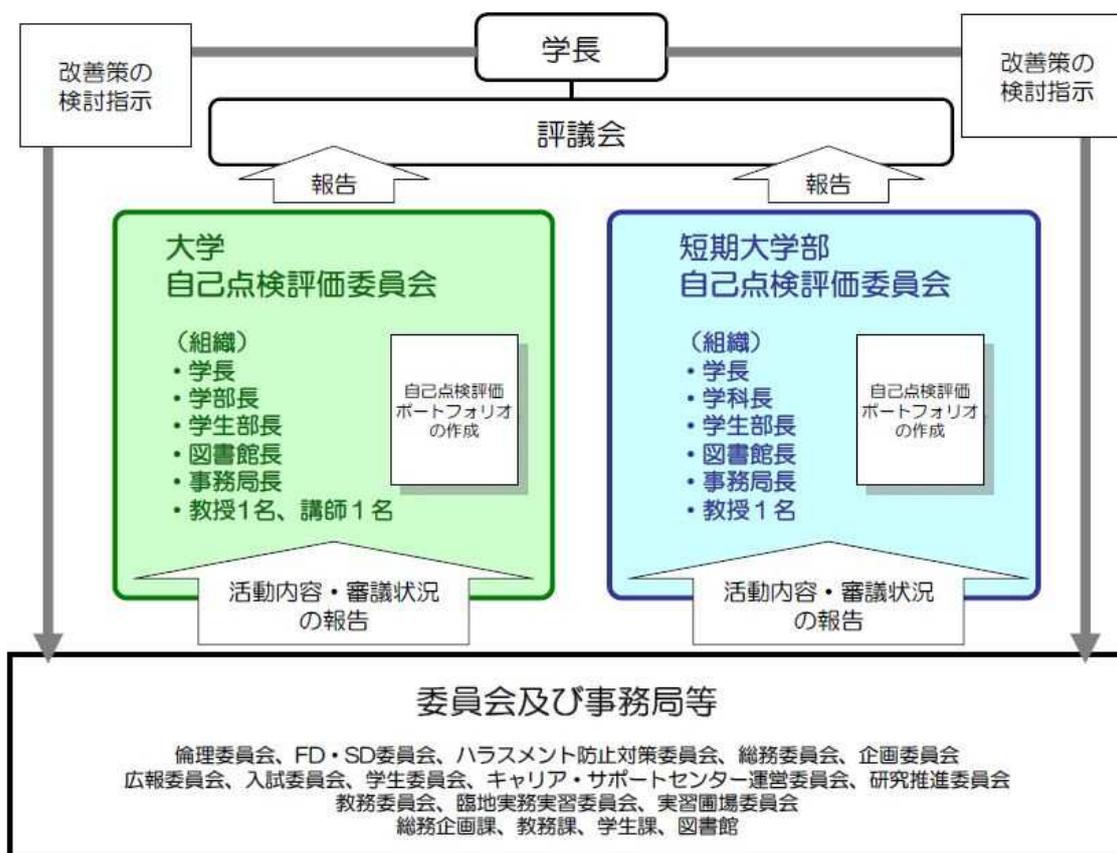
(6) 大学組織図

農林環境専門職大学 組織図

令和2年4月1日



(7) 内部質保証体制図



大学の目的

静岡県立農林環境専門職大学は、将来の農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学は、将来の農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とし、学則第1条に規定している。

また、前身となる静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念を引き続き尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育てていくことができる人材」を養成することを基本理念としている。

学則を含め、本学の規程関係は、大学のホームページ内に「学則・規程集」として公開している。基本理念についても、「基本理念」として分かりやすく掲載し、学生だけでなく社会に広く公表している。

2) 収容定員

収容定員は次のとおりとする。

(人)

学部	学科	入学定員	収容定員
生産環境経営学部	生産環境経営学科	24	96

現場の課題に柔軟に対応できる実践力を養うためには、学生が常に当事者意識を持ち、主体的に学習に取り組むことが出来る環境づくりが重要である。本学では基本的に講義は最大1学年単位で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる実習科目や大型機械を使う実習科目の授業の多くを10名程度の少人数で行うこととしている。

令和2年度は27人の入学者を受け入れている。入学定員超過率は1.12倍と文部科学省が示す1.15倍未満となっており、教育にふさわしい環境は確保されている。

3) 大学の名称

ア 大学の名称

本学の名称を「静岡県立農林環境専門職大学」とし、国際表記を「Shizuoka Professional University of Agriculture」としている。「農林」で、農林業生産及び経営に関する実践的知識・技術について学ぶことを示し、「環境」で、農林業の営みを通じて形成される農山村の自然環境や景観の保全、伝

統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育んでいくことができる人材を養成するという本学の特色を示している。

イ 学部及び学科の名称

「生産環境経営学部 生産環境経営学科」

農林業の基礎となる「生産」の知識や技術と、栽培、林業、畜産の各分野の経営に必須となる「経営」の理論を学ぶことにより、農林業を成長産業として発展させ、さらに本学において「環境」で表現する「農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境」について学ぶことで、農山村の地域社会を支えていくことができる人材の養成を行うことから、名称を「生産環境経営学部」とし、国際表記を「Faculty of Agricultural Production and Management」とする。また、1学部1学科の構成であるため、学科の名称は、「生産環境経営学科」とし、国際表記を「Department of Agricultural Production and Management」としている。

ウ 本学の愛称

本学が多くの方から親しまれる大学となるよう、令和元年度一般公募を行い、応募総数824件の中から、選定委員会の審査により最優秀賞に選ばれた『アグリフォーレ』に決定。大学ホームページ及びテレビCM等で広く県内外へ広報を実施している。

『アグリフォーレ』：Agriculture(農業)の“アグリ”と Forestry (林業) や Forest (森) の“フォーレ”を合わせた造語で、「農業・林業のプロフェッショナルを養成する大学」、「農林業を学ぶ緑豊かな森のような学び舎」などの意味が込められている。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	特になし
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
教育基本法	
<p>第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第1条（目的）【資料A 01-03-1】</p> <p>大学HP「基本理念」 (https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/philosophy/)</p>
学校教育法	
<p>第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p>	(同上)
<p>第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。 ② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。</p>	
専門職大学設置基準	
<p>(教育研究上の目的) 第二条 専門職大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。</p>	(教育基本法第7条と同一)
<p>(学部) 第五条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。</p>	
<p>(学科) 第六条 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するために必要な組織を備えたものとする。</p>	
<p>(課程) 第七条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。</p>	-
<p>(収容定員) 第九条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十一条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第七十三条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 専門職大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。</p>	<p>認証評価共通基礎データ</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例施行規則第2条（学科、修業年限及び収容定員）【資料A 01-02】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学学則第21条（収容定員）【資料A 01-03-1】</p>
<p>※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること</p>	
<p>(大学等の名称) 第五十四条 専門職大学は、その名称中に専門職大学という文字を用いなければならない。 2 専門職大学、学部及び学科（以下この項及び第七十四条において「専門職大学等」という。）の名称は、専門職大学等として適当であるとともに、当該専門職大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。</p>	<p>大学HP「愛称・校章について」 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/agriforet/】</p>

ロ 教員組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 管理運営体制

大学の運営に関する重要事項を審議する「評議会」及び教員人事、教育研究に関する重要事項等を審議する「教授会」を置くとともに、専門的事項を審議する「委員会」を設置している。評議会、教授会、及び委員会については、学則第4章―第14条、15条、及び16条によりそれぞれ設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学評議会規程、教授会規程、及び各種委員会規程にて詳細を定めている。

これら合議体の審議機関のほかに、教育課程の編成・実施・評価などについて、学長に意見を述べる組織として、学外委員等で構成する「教育課程連携協議会」を設置している。教育課程連携協議会については、学則第17条により設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学教育課程連携協議会規則にて詳細を定めている。

なお、本学は短期大学部と併設であるため、大学運営のガバナンスの観点から、学長は短期大学部の学長を兼務しており、「評議会」も短期大学部の事項を併せて審議している。

2) 教授会

先述の通り学則第4章―第15条により設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学教授会規程に基づき運営している。教授会は、すべての専任の教授、准教授、講師及び助教で構成し、下記の事項を審議している。なお、事務職員との連携の観点から、毎回必ず教務課職員1、2名が参加している。

<審議事項>

- ア 学部長の選考
- イ 教員の人事
- ウ 学生の入学及び卒業
- エ 学位の授与
- オ その他教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

なお、令和2年度は、計10回開催され（4月2日、6月2日、7月7日、9月8日、10月6日、11月10日、12月8日、1月12日、2月9日、3月9日）、大学の運営に関するすべての必要事項について協議（各種委員会での検討事項については報告）が行われた。

3) 教員組織、及び専任教員数

教員組織については、学則第3章―第8条（職員）、第8条の2（学長）、第9条（学部長）及び第12条（学生部長）においてそれぞれの役職を置くことを定めている。栽培、林業、畜産の各分野に、大学等での教育歴が豊富な教員と農林業現場での実績がある実務家教員をバランス良く配置し、学術系からフィールド系までの幅広い教育研究に十分な対応ができるよう配慮している。

分野別・職位別の教員構成^a

(人)

分野	職位別の人数（うち実務家教員の数）				
	教授	准教授	講師	助教	合計
栽培	7 (5)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	10 (7)
林業	2 (1)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (1)
畜産	1 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	3 (1)
その他 ^b	4 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (0)
合計	14 (6)	5 (0)	4 (3)	1 (0)	24 (9)

^a令和3年度着任の3名を含む

^b農業経営、食品科学、農村社会論、生物学など

上記のうち、完成年度までに定年を迎える者が8名いるが、定年規程（静岡県立農林環境専門職大学教員定年規程）に特例を設け、完成年度まで引き続き同一職位で勤務できることとしている。なお、教員名簿は、大学Webページ内の設置認可関係書類のページから確認できる。

また、本学における学術研究の進展を図るため、客員教授等の称号付与に関する規程及び専門的かつ高度の研究に従事しようとする者を客員研究員として受け入れるための規程を整備するべく、1月から3月にかけての評議会、教授会にて検討した。

4) 授業科目の担当

「栽培コース」、「林業コース」、「畜産コース」の3コースを置き、各分野の基礎的知識の修得に加え、より専門的に学ぶことができるようカリキュラムを編成して実践的な知識を得られるようにしていることから、各分野については実務に即した教育内容とし、実習科目を多く設けており、より実践的な知識、ノウハウを学ぶことができるよう実務家教員の比率を高くしている。ただし、学術系からフィールド系までの教育研究に十分対応できるよう配慮するため、大学等での教育歴が豊富な専任教員と、農林業現場での実績があり、かつ、研究能力を有する実務家教員を栽培、林業、畜産の各分野に配置している。併設する静岡県立農林環境専門職大学短期大学部の実務家教員を実習系科目の兼務として配置するなど授業を共同で担当するようにし、授業計画から実施までをスムーズに行えるよう配慮した。授業担当は教育歴、研究歴、実務経験歴等の専門性の経歴を勘案し、教員選考委員会を組織して平成30年8月28日にこの委員会名で決定した。決定された教員の担当科目についてはカリキュラムの変更に伴い教員審査を受け、設置認可時に適合を与えられ、この任務どおりに授業を受け持たせて実施した。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点 必要な規程を迅速に整備している。

改善を要する点 教授会のポジションと機能の明確化が必要。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法	
<p>第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規程するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第15条（教授会）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学教授会規程【資料A 02-02-1】</p>
専門職大学設置基準	
<p>（教員組織） 第三十一条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 専門職大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。 3 専門職大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 4 専門職大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第8条（職員）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学学長選考等に関する規程【資料A 04-01】 静岡県立農林環境専門職大学学長適任者選考会議規程【資料A 04-02】 静岡県立農林環境専門職大学学部長選考等に関する規程【資料A 04-03】</p>
<p>※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第92条、専門職大学設置基準第38条から第42条を参照すること</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等図書館長選考規程【資料A 04-05】</p>
<p>（授業科目の担当） 第三十二条 専門職大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第三十五条、第六十二条第一項及び第七十一条において「教授等」という。）に担当させるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等学生部長選考規程【資料A 04-06】 静岡県立農林環境専門職大学教員定年規程【資料A 07-01】</p>
<p>（専任教員） 第三十四条 教員は、一の専門職大学に限り、専任教員となるものとする。 2 専任教員は、専ら前項の専門職大学における教育研究に従事するものとする。 3 前項の規程にかかわらず、専門職大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該専門職大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該専門職大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該専門職大学の専任教員とすることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等教員の採用及び昇任選考基準【資料A 04-09】 静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程【資料A 04-10】</p>
<p>（専任教員数） 第三十五条 専門職大学における専任教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第六十二条の規程により得られる当該共同学科に係る専任教員数を合計した数）と別表第一ロにより専門職大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等非常勤講師に関する規程【資料A 04-08】 設置認可関係書類「教員名簿」【資料B 03-01】</p>
<p>※ 専任教員の数については、専門職大学設置基準別表第一を参照すること</p>	<p>設置認可関係書類「教育組織等の編成の考え方及び特色」【資料B 01-05】</p>
<p>（実務の経験等を有する専任教員） 第三十六条 前条の規程による専任教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。 2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規程するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者 二 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に</p>	

<p>規程する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者</p> <p>三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者</p> <p>3 第一項に規程するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。</p>	
--	--

ハ 教育課程に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 学生の受け入れ・入学者選抜

ア 学生の受け入れ

本学に入学することのできる者は、学則第25条により規定している。

イ 入学者の選抜

本学の入学試験の実施は入試委員会において審議することと、入試委員会規程に規定している。

令和2年度の入試委員会は10回（令和2年4月6日、4月30日、7月1日（短大合同）、8月28日（短大合同）、9月14日、10月19日、11月13日、11月30日、令和3年2月26日、2月15日）開催し、令和3年度入学者選抜について以下の検討を行った。

<選抜体制>

開学前年度（令和元年度）は教員予定者で構成する開学準備委員会入試部会を組織し、学長予定者の指揮のもと、公正かつ適切な入学者選抜制度を検討するとともに、入学試験の円滑な企画・運営を行った。

令和2年度以降は学内の関係教職員による入試委員会を組織し、学長の指揮のもとに入学試験の企画・検討・事後評価を行った。可否の判定については入試委員会において合否判定案を作成し、これを評議会において審議し、学長が決定した。

<選抜方法>

本学のアドミッションポリシーに従い、入学志願者の能力、意欲、適性等を多面的・総合的に判断した。判定に当たっては知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性等を適切に評価した。また、入試方法の多様化を図るため、一般選抜のほか、現役生を対象とし、本学指定の基準の学業成績を前提として、人物的にも優秀で、出身の高等学校長が推薦するものを対象とした推薦型選抜、社会人および留学生など多様な背景を持った学生を受け入れるための特別型選抜を実施した。

<社会人、外国人留学生に対する配慮>

社会人選抜、留学生選抜による入学者に対しては、それぞれ入学後に円滑に学修を進めることができるよう、個別面談など適切な支援を行った。

<令和3年度の入試状況>

令和3年度の一般入試は、定員12名、志願者数47名、受験者40名、合格者数18名で実質倍率2.2倍、推薦入学は、定員12名、志願者・受験者数24名、合格者数12名で実質倍率2倍、特別選抜は志願

者数1名で、合格者はいなかった。

2) 教育課程の編成方針

前述の本学の「基本理念」に掲げる養成人材像並びに「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」を実現するためのカリキュラム・ポリシーは、①必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせる編成する、②栽培、林業、畜産の各分野に対応した3コース制とし、2年次から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、各コースの専門的な知識・技術に関する科目と4年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせる編成する、③少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、実践力や創造力を養成するとしている。上記に基づいて、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するとし、学則第30条に規定している。

令和2年度の教務委員会は11回（令和2年2月6日、4月14日、5月28日、7月6日、8月17日、9月7日、10月5日、11月9日、12月7日、令和3年2月5日、3月8日）開催し、教育課程の編成方針について以下の検討を行った。

- ・遠隔授業の実施方針：新型コロナウイルスの感染者が出た場合等に備え、遠隔授業を行うための条件について方針を定めた。
- ・アカデミックスキルの作成：学生に対して大学での学びの手引きとなるよう、レポートの作成や、図書館の利用法、情報の活用方法、学生が守るべきルールとマナーについて解説する手引きを作成した。
- ・ルーブリック評価の実施：学生から評価が可視化できるよう、特にレポートや実習の授業に関してはルーブリック評価を実施するよう教員に促した。

3) 教育課程連携協議会

教育課程連携協議会は、産業界や地域社会と連携して教育課程を編成するために企業や関係団体等から選出された委員と本学の職員をもって構成し、教育課程への提言をとりまとめ、学長に報告すると、学則第17条に規定し、教育課程連絡協議会規則により運営している。

令和2年度は、9月1日に開催し、12名の委員から教育課程の編成やその実施状況に関しての意見を聴取した。

4) 教育課程の編成方法

授業科目の開設、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を基に、教務委員会において審議するとともに、適切な体制を整えて行うものとする、学則第30条2項に規定している。

令和2年度は令和3年度に向けて実習の時間割を変更した。これは週2回午前中に配置されている生産マネジメント実習を遠方での実習に対応できるよう、柔軟に変更できるように他の科目を再配置したものである。

5) 専門職大学の授業科目

授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に分ける。授業科目及び単位数は別表1のとおりとすると、学則第31条で規定している。

令和2年度の教務委員会は11回（令和2年4月6日、4月14日、5月28日、7月6日、8月17日、9月7日、10月5日、11月9日、12月7日、令和3年2月5日、3月8日）開催し、授業科目について以下の検討を行った。

- ・令和3年度シラバスの作成方針について：関連授業に関しては授業内容に重複や不足がないように教員間で十分調整する。教員同士でシラバスのチェックを行う。
- ・コース選択にかかる指導について：1年生を対象としたフレッシュマンセミナーにて各コースの説明と面談を通じて年度内に決定した。

6) 単位、単位の授与

ア 単位の計算方法

各授業科目の単位数は、学則第32条において規定している。

イ 単位の授与

単位の授与は、学則第35条において規定している。また、単位の授与及び成績の評価の実施に関し必要な事項は、別（履修細則）に定めている。単位の授与は、学則に基づき、各授業科目を履修した者には、評価の上、単位を認定する。認定の方法は、各種試験、グループワーク、発表、レポート等の成果物、授業・実習・演習の取り組み方などにより、各授業科目担当者が科目の特性を考慮して定める（設置許可申請書より）。

令和2年度の単位の授与については、学生一人当たりの平均で講義科目35.6単位、実習・演習科目が10単位、合計45.7単位だった。

7) 授業期間

授業期間は大学学則により次のように規定している。

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる（学則第18条）。学年を次の2学期に分ける。前期4月1日から9月30日まで、後期10月1日から3月31日まで（学則第19条）。

8) 授業の方法

本学の入学定員は各学年24名、4学年合計の収容定員は96名である。

収容定員96名に対して、専任教員を24名（教員一人当たりの学生数は4.0人）配置することから、少人数教育を実施しやすい体制を備えている。

本学ではこの特色を生かし、基本的に講義は1学年定員24人単位で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる「総合実習」や作目別の「圃場実習」、「演習林実習」、「生産マネジメント実習Ⅰ」、「生産マネジメント実習Ⅱ」や、農耕用大型機械などを取り扱う危険

度の高い「大型機械実習Ⅰ」など、実習科目の授業の多くを10名程度の少人数で行った。

令和2年度の教務委員会は11回（令和2年4月6日、4月14日、5月28日、7月6日、8月17日、9月7日、10月5日、11月9日、12月7日、令和3年2月5日、3月8日）開催し、授業の方法について以下の検討を行った。

- ・多様なメディアを活用した新たな授業の実施について：新型コロナで休業となった際に行う授業の実施方法についてガイドラインを作成した。
- ・補講等の実施について：新型コロナ感染症等により出席停止となった学生に対して、人数が多い場合は補講、少ない場合はレポート提出等により補うこととした。

9) 成績評価基準等の明示等

授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。また、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができると、学則第40条で規定している。

令和2年度の成績評価については、全体のGPA平均が2.92、必須科目、選択科目、自由科目別ではそれぞれ2.92, 3.04, 2.77だった。また、講義科目と実習・演習科目別ではそれぞれ2.82, 3.32だった。

なお、新型コロナ禍を鑑み、発熱があった場合は登校を控える処置を行ったことから、その場合は登校扱いとした。

10) 履修科目の登録の上限

履修科目として登録することのできる単位数は、別表1に定める履修単位数上限のとおり（年間45単位）と、学則第34条で規定している。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	新型コロナへの対策を迅速に行った。また、学生のスキル向上等に関する手引き書を短期間で完成させた。
改善を要する点	実習に関して、一部の教員に負担が集中している事への是正。 GPAが高いため、授業内容、評価に改善を要する。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p>専門職大学設置基準</p> <p>（入学者選抜） 第三条 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 2 専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第27条（入学者の選考）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学入試委員会規程【資料A 01-07-1】</p>
<p>※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照する</p> <p>（教育課程の編成方針） 第十条 専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 3 専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。 4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第30条（教育課程の編成方針）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学教育課程連絡協議会規則【資料A 03-04-1】</p>
<p>（教育課程連携協議会） 第十一条 専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。 2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 学長が指名する教員その他の職員 二 当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの 三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者 四 臨地実務実習（第二十九条第一項第四号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者 五 当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの 3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。 一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第17条（教育課程連携協議会）【資料A 01-03-1】 静岡県立農林環境専門職大学教育課程連絡協議会規則【資料A 01-04-1】</p>
<p>（教育課程の編成方法） 第十二条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第31条（授業科目）、別表1【資料A 01-03-1】</p>
<p>（専門職大学の授業科目） 第十三条 専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。 一 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。） 二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。） 三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。） 四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第31条（授業科目）、別表1【資料A 01-03-1】 設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】</p>
<p>（単位） 第十四条 各授業科目の単位数は、専門職大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものと</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第32条（単位の計算方法）【資料A 01-03-1】</p>

<p>する。</p> <p>一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。</p> <p>三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専門職大学が定める時間の授業をもって一単位とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</p>	
<p>(一年間の授業期間)</p> <p>第十五条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第33条(授業期間)【資料A 01-03-1】</p>
<p>(各授業科目の授業期間)</p> <p>第十六条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第18条(学年)、第19条(学期)【資料A 01-03-1】</p>
<p>(授業の方法)</p> <p>第十八条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。</p> <p>2 専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</p> <p>3 専門職大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</p> <p>4 専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</p>	<p>設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】</p>
<p>(成績評価基準等の明示等)</p> <p>第十九条 専門職大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。</p> <p>2 専門職大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。</p>	<p>大学HPシラバス (https://www.spua.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx)</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学学則第40条(成績の評価)【資料A 01-03-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学履修細則【資料A 08-02-1】</p>
<p>(単位の授与)</p> <p>第二十二条 専門職大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第十四条第三項の授業科目については、専門職大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第35条(単位の授与)【資料A 01-03-1】</p>
<p>(履修科目の登録の上限)</p> <p>第二十三条 専門職大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。</p> <p>2 専門職大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第34条(履修方法)、別表1【資料A 01-03-1】</p>

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 校地

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用するので、専門職大学設置基準第46条、専門職短期大学設置基準第44条の規定により基準校地面積2,960㎡要するところを、計画どおり28,545㎡確保し、学生が余裕をもって休息、交流等ができるスペースとなっている。

なお、令和3年度までは静岡県立農林大学校と校地を共用するが、本学の校地は基準面積を大きく上回っていることから、支障なく運営が可能と判断している。

また、上記によるほか、附属施設の実習圃場15,843㎡、機械研修場36,656㎡等も計画どおり確保し、演習及び教育研究等を支障なく実施することができる。

2) 運動場

計画どおりA棟から約300mの位置に運動場10,469㎡を確保し、様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用することができる。

3) 校舎施設等

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部と共用するので、専門職大学設置基準第47条、専門職短期大学設置基準第45条の規定により基準校校舎面積6,796㎡要するところを、計画どおりC棟の建築工事完了により、A、B及びC棟合計で校舎面積6,796㎡確保した。各校舎には、学長室、研究室、図書館、教室、情報処理室、福利厚生施設など課程、事務機能に必要な施設及び機能を有している。

4) 図書館の資料及び図書館

図書館は、C棟の2、3階に面積約710㎡（図書館563.26㎡、自習室59.91㎡、開架書庫65.66㎡、図書整理室21.94㎡）とし、蔵書能力約56,000冊の書架、約100席の閲覧席ほか、レファレンス・コーナー、図書整理室、書庫、ブラウジングスペース、PC・AVコーナー等があり、教育研究に十分な規模と機能を有している。なお、閲覧席は、無線LAN等により持ち込みのパソコンが使用できる環境に整備した。

図書館の資料については、計画していた整備数を達成している。令和2年度は、本学図書館における資料収集方針を総務委員会にて定め、計画及び教職員、学生の要望や研究内容等をもとに、図書館が中心となり図書の選定を行い、新たに和書5,067冊、洋書128冊を整備した。また、学術雑誌についても、40以上（オンラインジャーナル含む）の導入を達成している。

5) 機械、器具等

機械、器具等は、本学教員の要望やカリキュラムにおける必要性をもとに整備を進めている。学

<p>生がモバイル機器を用いたモニタリングや遠隔での環境制御技術を体験できる温室統合環境制御装置や、高性能の林業機械シミュレータを整備した。</p>	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。</p>	
<p>優れた点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準校地面積2,960㎡要するところを、計画どおり28,545㎡確保し、学生が余裕をもって休息、交流等ができるスペースとなっている。 ・ 図書について、予算確保の見通しが立ち、完成年度まで毎年約千冊整備する方針となった。教職員や学生の要望を聴取して図書・学術雑誌・視聴覚資料の整備を進めた結果、現時点で当初の完成年度予定整備数を上回っている。
<p>改善を要する点</p>	<p>今後の整備方針を明確化する。</p>

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p>専門職大学設置基準</p> <p>(校地)</p> <p>第四十三条 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。</p> <p>一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって休息、交流その他に利用できるものであること。</p> <p>二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。</p>	<p>設置認可関係書類「6 校地校舎等の図面」【資料B 03-01】</p>
<p>※ 必要な校地の面積については、専門職大学設置基準第47条を参照すること</p>	
<p>(運動場、体育館その他のスポーツ施設)</p> <p>第四十四条 専門職大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、専門職大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができる。</p> <p>3 前項の措置は、当該専門職大学以外の者が備える運動施設であって次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。</p> <p>一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。</p> <p>二 校舎から至近の位置に立地していること。</p> <p>三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p>	<p>(同上)</p>
<p>(校舎等施設)</p> <p>第四十五条 専門職大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 学長室、会議室、事務室</p> <p>二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）</p> <p>三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室</p> <p>2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。</p> <p>3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。</p> <p>4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。</p> <p>5 専門職大学は、校舎のほか、なるべく講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。</p> <p>6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く専門職大学又は昼夜開講制を実施する専門職大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。</p>	<p>(同上)</p>
<p>※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、専門職大学設置基準第47条・第49条・別表第二を参照すること</p>	
<p>(図書等の資料及び図書館)</p> <p>第四十八条 専門職大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究に必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の専門職大学の図書館等との協力を努めるものとする。</p> <p>3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p> <p>4 図書館には、専門職大学の教育研究を促進できるような適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。</p> <p>5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。</p>	<p>(同上)</p>

<p>(実務実習に必要な施設)</p> <p>第五十条 専門職大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。</p>	(同上)
<p>(機械、器具等)</p> <p>第五十一条 専門職大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。</p>	(同上)

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 事務組織

学則第2章―第6条により事務局の設置を定めている。現在、事務局長、総務企画課（8名）、教務課（5名）、学生課（7名）で構成している（基本的に短期大学部との兼任である。なお、一部職員は静岡県立農林大学校とも兼任）。

また、図書館を設置しており、館長（農林環境専門職大学の教授が兼務）の下に、司書1名を配置している。職員の配置及び事務分担については、各自の経験・能力・専門性等を踏まえた適材適所の配置と適正な事務量となるよう配慮し、職員それぞれが能力を発揮しつつ互いに協働し、有機的かつ効率的に事務を遂行して大学を円滑に運営できるよう努めている。学生課は、学生寮と講義室及び実習圃場との間に位置し、学生が相談しやすい環境にある。工事の都合で、令和2年度中は総務企画課と教務課が、教員室とは別棟にあるが、令和3年度は同じ棟へ移設される予定である。

教員数21名の小規模大学ということもあり、事務組織と教員組織との連携が図りやすい環境にある。

2) 厚生補導の組織、及び社会的及び組織的自立を図るために必要な能力を培うための体制

学則第3章―第12条により、学生部に学生部長を置くことを定めている。また、学則第4章―第16条に基づき学生委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学学生委員会規程にて詳細を定めている。学生が卒業後自らの資質を向上させ社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう、入学当初から就職後の状況までを随時見届けていくシステムを構築するために学則第4章―第16条に基づきキャリア・サポートセンター運営委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等キャリア・サポートセンター運営委員会規程にて詳細を定めている。具体的方策は、以下の通りである。

- ・キャリア・サポートセンターの設置
- ・入学時における卒業後の進路志望の把握
- ・教育課程内の取組（「社会人としての意識の醸成」、「農林業者としての職業観の涵養」、「農林業経営イメージ形成」の三つの視点でのカリキュラムマップ）
- ・1年次全寮制の導入
- ・卒業後の支援（本学キャリア・サポートセンターと各地域の農林事務所や各分野の研究所が連携し、卒業後も卒業生が必要な支援を的確に受けられる体制を整える。）
- ・指導教員体制の充実（分野別担当教員が所属学生の就職指導に当たるとともに、すべての専任教員がオフィスアワーを活用して指導に当たっている。）

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

特になし

改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職大学設置基準	
<p>（事務組織） 第五十五条 専門職大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第6条（事務局）【資料A 01-03-1】</p> <p>教職員配置図【資料C 01】</p>
<p>（厚生補導の組織） 第五十六条 専門職大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第12条（学生部長）【資料A 01-03-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学学生委員会規程【資料A 03-08-1】</p>
<p>（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 第五十七条 専門職大学は、当該専門職大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09】</p>

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 三つのポリシー

本学は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定めている。

ア ディプロマ・ポリシー

多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーとして、それらを守り育てることができる人材に求められる次に掲げる資質・能力を身に付け、所定の単位を修得した者に学位を授与する。

イ カリキュラム・ポリシー

- ・ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を修得させるため、栽培、林業、畜産の各分野の経営体において中核を担うために必要な知識や、農山村の地域社会をリーダーとして支えていくために必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせ編成する。
- ・栽培、林業、畜産の各分野に対応した3コース制とし、2年次から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、自らが選択したコースの専門的な知識・技術に関する科目を履修する。各分野に関連・共通する知識・技術については、2年次以降も共通で履修することとし、栽培、林業、畜産の3分野に対応したコース別の履修科目と、4年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせ教育課程を編成する。
- ・少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、栽培、林業、畜産の各分野の経営における高度な実践力や、各分野に関連・共通する知識を活用して経営に新たな事業展開を生み出すことができる豊かな創造力を養成するとともに、農山村の地域社会をリーダーとして支えていくための農山村の環境、景観、伝統・文化などに関する知識を修得させる。
- ・成績評価は、学生の基礎的・基本的な知識に加え、技能習熟度や主体的に学習に取り組む態度、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の学習成果を評価基準として行う。また、学生が主体的かつ充実した学習効果を挙げることができるようGPA制度を活用する。

ウ アドミッション・ポリシー

基本理念である「将来の農林業の経営環境の変化に対応し、先端技術などを活用して経営革新を推し進めるとともに、農山村の景観・環境・文化の継承者として、地域社会を中心となって支えていく人材を養成する」という考えのもと、次のような資質を有する学生を求める。

- ・農林業生産技術や経営などを学ぶ上で必要な基礎学力と知識を身に付けている人
- ・課題解決や新たな価値の創造に取り組むために、従来の常識にとらわれない柔軟な思考力を備えている人
- ・農林業に高い関心を持ち、農林業や経営の中核となり、農林業の発展に貢献する意欲がある人
- ・自然と共生し地域の人々と協働しながら、持続的な社会の発展に自らの能力を活かしていく意欲がある人

2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性

教育課程の編成及び実施に関する方針を定めるに当たっては、卒業の認定に関する方針との一貫性の確保をはかっている。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	特になし
改善を要する点	アドミッションポリシーが大学案内などに記載されておらず、軽視されている。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
<p>学校教育法施行規則</p> <p>第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。</p> <p>一 卒業の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針</p> <p>2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則 第41条（卒業） 第42条（学位授与） 第30条（教育課程の編成方針） 第34条（履修方法） 第25条（入学資格） 【資料A 01-03-1】</p> <p>カリキュラムマップ 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/fouryears/document/curriculum_map_2020.pdf】</p>

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 情報の公表

学則第4章―第16条に基づき広報委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等広報委員会規程にて詳細を定めている。本学は、県立の公立大学であることから県民をはじめ地域社会および農林環境業務への就業を志す高校生に対して、大学の活動に関する情報を積極的に提供していく方針である。本年度は、広報業務の一環として、大学紹介動画（1本）、大学案内：10,000部、ポスター（180枚）、パンフレット（5,000部）、テレビCM用映像（1点）等を新たに作成し、Webページ、テレビCM（4局、86スポット）、新聞広告（2誌、1本）、交通広告（県内全鉄道駅に2週間程度掲載、その他テーマトレインの運行）等の媒体による広報活動を行った。また、本学に関心のある高校生に対して6回のオープンキャンパスを開催し、197名の参加を得た。以上の活動に加え、高校訪問241回（うちオンラインガイダンス3回）、SNS（Twitter、Instagram）での情報発信を行っているほか、大学見学も随時受け入れている。また、教員の研究活動に関する情報は「紀要・年報（仮称）」で公表すべく、紀要・年報編集委員会を立ち上げ、編集方針を定め編集作業を開始した。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	コロナによる社会活動が制限される中、各種媒体等を活用して地域社会および本学・短期大学に関心のある高校生に対して、大学の設置目的や教育内容について効率的に広報活動を行うことができた。
改善を要する点	コロナ感染防止の観点から、オープンキャンパスについては県外からの来訪制限や個別相談会、模擬授業の中止等の措置をとらざるを得なかった。今後、同様な事態に備え代替措置の検討も必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法	
<p>第百十三條 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等広報委員会規程【資料A 03-06】</p>
学校教育法施行規則	
<p>第百七十二條の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。</p> <p>一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五條の二第一項の規定により定める方針に関すること</p> <p>二 教育研究上の基本組織に関すること</p> <p>三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること</p> <p>四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</p> <p>六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること</p> <p>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</p> <p>八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること</p> <p>九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p> <p>2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p>	<p>本学ウェブページ【資料C 02】 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/】</p> <p>一 基本理念、教育目標</p> <p>二 ホームページ</p> <p>三 教員名簿、教員紹介</p> <p>四 入試情報、就職・キャリア支援</p> <p>五 カリキュラムマップ</p> <p>六 4年間の学び</p> <p>七 学生生活</p> <p>八 学納金・給付金制度</p> <p>九 上記四及び六に同じ</p>

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 自己点検・評価

学則第4章―第16条に基づき「自己点検評価委員会」を設置して、静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程にて詳細を定めている。また、静岡県立農林環境専門職大学自己点検・評価規程を定め、自己点検・評価に関し必要な事項を定めている。

令和2年度は計5回の委員会を開催し、認証評価制度の確認、機関別認証評価機関の選定、自己点検評価書の様式の策定等について議論した。第3回においては、日本開発構想研究所の研究員を招いて、認証評価制度と自己点検評価についての勉強会を開催した。開学初年度ということで、機関別認証評価機関の選定には至らなかったが、一般財団法人大学教育質保証・評価センターが定める評価指針を参考に、自己点検・評価ポートフォリオをまとめた。今後、その結果を公表することにより、公立大学として社会に対する説明責任を果たし、透明性の高い運営や恒常的な改善に努め、県民に開かれた大学づくりを推進していく方針である。

2) 教員と事務職員等の連携及び協働

教員と職員の協働体制としては、最終意思決定機関である大学評議会に正規の構成員として職員が入っている。また、教務委員会、学生委員会をはじめとする委員会は教員と職員から構成されており、教員と職員による連携しつつ大学運営にあたっている。さらに、FD・SD委員会では、事務職員と教員が協働し教育内容等の改善、及び事務職員の能力・資質の向上のための方針を決定しており、令和2年度は、委員会を計6回（4月3日、6月22日、7月9日、8月24日、10月28日、2月18日）開催した。

3) 教育内容等の改善のための組織的な研修等

学生による授業アンケートを前期、後期共に34教科すべてで実施し、FD・SD委員会においてその取りまとめを行い、各教員に改善を促した。また、教員相互の授業参観期間を11月～2月に設け、各教員は最低1回の参加を義務付け、自身の講義の改善に役立った点について報告書を提出した。その結果、22人の教員全員が27の講義を聴いて自身の授業改善に資した。報告書を取りまとめ、参考となる事例や改善点を全教員に周知した。

4) 研修の機会等

FD・SD委員会において、研修を企画している。令和2年度は、FD研修会「ルーブリック評価と活用の意義」を9月24日に開催した。

5) 学修成果

学則第4章―第16条に基づき教務委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学教務委員会規程

により詳細を定めている。学生の学習成果については、教務委員会で情報収集し検討を行っている。令和2年度は、開学1年目であることから資格取得等などの成果は次年度以降に評価する。

6) 服務・コンプライアンス

学則第4章―第16条に基づき倫理委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程により詳細を定めている。また、教員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、教員の自律性及び倫理性の維持・向上と職務の執行の公正さに対する県民の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保するため、静岡県立農林環境専門職大学等教員倫理規程及び利害関係者等について定義した内規を定めている。

令和2年度は、倫理委員会において本学の倫理関係体系図を作成し、組織と役割について、委員の習熟を図った。また、教職員が講演等を行う場合の報酬・謝金の取り扱いについては、判断が難しいとの声が多かったことを踏まえ、判断フロー図を作成し、教授会において全教員へ周知徹底を図った。年度末には、内規の具体的な手続き等を定めた取扱要綱を、人事課監察班に確認した上で、委員会で制定した。

ハラスメント対策については、防止及び対策を適切に実施するための機関として、ハラスメント防止対策委員会を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程」により詳細を定めている。

令和2年度は、開学初年度ということもあり、ハラスメント防止対策委員会において、他大学のハラスメントの事例紹介や、国のハラスメント対策強化に対応したセミナーの受講、参考図書の購入、調査部会に関する任務や組織に関する要綱の制定、ハラスメント相談に関する相談員の任務や相談方法などを定めた要綱の制定を行った。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	開学初年度よりいち早く自己点検評価に対応した。
改善を要する点	自己点検評価に基づいて、具体的な改善の結果と成果を明記する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法	
<p>第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p> <p>④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。</p> <p>⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。</p> <p>⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。</p> <p>⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学学則第17条（教育課程連携協議会）【資料A 01-03-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-1】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学自己点検・評価規程【資料A 02-03-1】</p>
学校教育法施行規則	
<p>第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学入試委員会規程【資料A 03-07-1】</p>
<p>第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-1】</p>
専門職大学設置基準	
<p>（教員と事務職員等の連携及び協働）</p> <p>第四条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。</p>	
<p>（教育内容等の改善のための組織的な研修等）</p> <p>第二十条 専門職大学は、当該専門職大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学FD・SD委員会規程【資料A 03-03-1】</p>
<p>（研修の機会等）</p> <p>第五十八条 専門職大学は、当該専門職大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十条に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学FD・SD委員会規程【資料A 03-03-1】</p>
法例外の関係事項	
<p>学修成果 学生の学修成果を適切に把握する取組を行っているか。</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学教務委員会規程【資料A 03-11-1】</p>
<p>服務・コンプライアンス 服務規律の遵守や倫理性の維持向上に資する取り組みやハラスメント対策を行って</p>	<p>静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程【資料A 03-02】</p>

いるか。	<p>静岡県立農林環境専門職大学等教員 倫理規程【資料A 02-05】</p> <p>本学の倫理体系図【資料C 04】</p> <p>静岡県立農林環境専門職大学等におけ るハラスメントの防止等に関する規程 【資料A 05-01】</p>
------	--

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 予算の確保

本学は静岡県を設置者とする直営の県立大学であることから、予算編成は県全体としての予算編成の中に組み込まれており、県の財政担当課から示される予算編成方針等に基づき予算を編成している。したがって大学独自に財政計画を策定する状況にはなく、県全体の緊縮財政の流れの中で、厳しい財政運営を強いられている。

予算執行は、県の条例、規則に基づき事務処理を行い、会計部門による検査・指導や県監査委員会事務局による監査を受けながら、適正な予算執行に努めている。

そのような中で、教育を支える研究活動を積極的に行うため受託研究、共同研究などの外部競争資金の獲得を図っており、教育研究の財政的基板を支えている。

2) 収入の状況

本学は法人化されていない公立大学であり、これら校地・校舎、図書・設備等は、全て静岡県の公有財産となっている。また、大学の会計は地方自治法の規定に基づく公会計によって、静岡県の一般会計に位置付けられている。

主な歳入である入学料、授業料等の自主財源と、運営に係る歳出の差額は全額静岡県一般財源から措置をされ、収支は常に均衡しており大学としての債務はない。

令和2年度当初予算の概況（短期大学部と共通）

【歳入】

（単位：千円）

費目	令和2年度予算額
入学料	9,447
授業料	24,891
その他	14,539
一般財源	2,606,981
歳入合計	2,655,858

【歳出】

(単位：千円)

費目	令和2年度予算額
教育経費	26,893
研究支援費	20,635
事務局経費	114,193
学生経費	47,814
受託研究費	2,119
施設整備費	1,856,190
人件費	588,014
計	2,655,858

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職大学設置基準 （教育研究環境の整備） 第五十三条 専門職大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) ICT環境の整備

本学では、ICT環境の整備を進めるため、総務委員会を設置している。

令和2年度は開学初年度ということもあり、総務委員会では学内ネットワークの使用実態の把握、安定化について検討を行い、学内のネットワークの接続状況確認及び改善を行った。また、コロナウイルス対策として、オンライン授業・会議のためのWeb会議用機器を導入し、Webカメラを教員に1人1台配布した。また、遠隔授業や圃場実習等の充実化を図るため、共用のタブレット端末を5台導入した。

令和3年度からは、総務委員会から新たに発足される図書・情報委員会に業務内容を引き継ぎ、引き続きICT環境の整備を検討していく。

2) 研究活動の促進

本学では、研究水準の向上及び研究活動の質向上と活性化を推進するため研究推進委員会を設置し、活動を行っている。令和2年度は、委員会を8回（令和2年4月6日、5月28日、6月24日、7月20日、10月8日、10月22日、12月25日、令和3年2月19日）開催し、教員研究費・重点研究費の配分、実験動物計画の承認、「実験・実習の手引」の作成、教員紹介パンフレットの作成、研究機器等の維持補修計画、新校舎を含めた実験室利用方法などを競技した。また、静岡県試験研究機関や地域農業経営体と専門職大学との共同研究や学生の受け入れなどの連携等について協議した。

3) 学生支援（学修支援、特別な支援、経済的支援）

令和2年度は、学生委員会およびキャリア・サポートセンターを設置し、学修支援、特別な支援を行った。

<学修支援>

学生の学習状況や進路希望、生活面で支援するために、学生個別面談を2回実施した。

<生活支援>

本学では、学生の大学生活を支援するため学生委員会を設置し、支援を行っている。（学生委員会規程）

令和2年度は、学生委員会は8回（令和2年4月6日、6月10日、6月18日、7月28日、9月4日、10月21日、令和3年2月17日、3月19日）開催し、学生サークル活動、新型コロナウイルス対策及びそれにかかわる学生支援策、大学祭、および国際交流について検討を行い、新型コロナウイルス支援策（給付金や感染症対策など）、学生交流会（令和2年11月21日農大祭の代替イベントとして実施：球技大会、フォトコンテスト、ゆるキャラコンテスト）、メンタルヘルス研修会（令和2年7月27日フレッシュマンセミナーで実施：スクールカウンセラー堀井久仁子先生による講話）を実

施した。

<特別な支援>

大学では、学生のキャリア形成支援のための企画・実施、就職情報の収集・提供、就職の斡旋・依頼、就職活動の支援等をキャリア・サポートセンターで行っている（キャリア・サポート運営委員会規程第2条）。

令和2年度は、キャリア・サポートセンターの運営方針を検討するためのキャリア・サポートセンター運営委員会（以下委員会という）を4回（令和2年4月3日、6月22日、7月4日、令和3年2月10日）開催し、キャリア支援内容について検討し、1年次～4年次までの支援計画（資料：就職・キャリア支援計画）を作成した。

キャリア支援活動として、進路希望調査を1回（5月）、担任教員等と学生課による個人面談を2回（5月～6月、12月～1月）実施し、進路決定のためのマッチング支援としてインターンシップ実施要領（資料：インターンシップ実施要領）を制定した。また、就職活動、将来に役立てるための資格取得支援も行っている（資料：資格支援一覧）。学内会場としては、農業技術検定（令和2年12月12日）、農業用ドローン講習（令和3年2月14日、2月21日、2月27日）を行った。

進路希望調査結果（5月実施） (人・%)

区分	人数	割合
実家就農林	1	4
法人就農林	6	22
JA・森林組合等	2	7
農林業関係企業	1	4
公務員	10	37
一般企業	2	7
編入	1	4
国内・海外研修、その他	4	15

<経済的支援>

本学では、経済的理由により授業料等の納付が困難と認められる者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等を減免し、分割して納付させ、又はその納付を猶予することができると、静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例第15条（授業料等の減免等）に規定している。また、学生委員会では、学生の奨学支援及び奨学金に関する事項を扱っている。

令和2年度は、学生委員会の中で支援について検討を行うとともに、新型コロナウイルス緊急就学支援措置による支援を7名に実施した。

4) 国際交流

本学では国際感覚を身に着けた農林業経営者の育成を目指しており、学生は海外農林業事情など

の科目を3年生で受講できる。また教員は海外大学等との共同研究の実施等により国際交流を推進することとしている。学生委員会では、国際交流を開始する準備段階として「外国大学等との学術・研究交流協定に対する基本方針」案を検討、作成し国際交流のための規程を整えた。

5) 社会連携・社会貢献

大学では、公開講座及び開学記念行事の企画及び運営等を企画委員会が行っている（企画委員会規程）。

令和2年度は、企画委員会は4回（令和2年4月6日、9月2日、9月23日、令和3年2月9日）開催し、①農業者・県民向けの公開講座及び、②開学記念式典並びに、③新校舎落成式等に関して検討を行った。

本委員会では、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応して、多面的に検討した結果、次のように取りまとめた。①農業者県民向けの公開講座に関しては、令和2年度の開催は見送り、令和3年開催に向けての企画・計画案を次のように検討した。令和3年展開予定の公開講座は「アグリカレッジ」、「事業展開シーズ発掘講座」、「アグリ実践大学」、「サイエンス・カフェ」であり、それぞれの開催時期においても、農業者・県民の方々の参加可能性を高めるために、開催計画期間の重複を避けての実施とした。

開学記念式典及び新校舎落成式に関しては、前者は令和3年11月を予定日としての開催日程を決定し、詳細は新年度に検討することとした。後者は、令和年3月29日に知事を招いて新校舎において実施した。当日の工程や人員配置などの詳細を事務局で作成し、事前説明会で確認したうえで推進することとした。

6) 新型コロナウイルス感染症への対応

本学では、新型コロナウイルス感染症の拡大に機動的に対応するため、評議会の下に新型コロナウイルス感染症対策委員会を設置し、感染防止対策や学事日程の変更等について協議することとしている。

令和2年度は、委員会を9回（令和2年4月7日、4月8日、4月20日、4月30日、5月20日、5月20日（同日に再委員会あり）、5月27日、8月4日、10月2日）開催し、緊急事態宣言を踏まえた臨時休校の決定や遠隔授業の実施、通常授業の開始、感染予防対策等について検討の上、対応案を取りまとめ、評議会へ提案した。

学生の健康管理においては、毎日のポータルアンケートによる検温結果の報告と、夜の点呼時における健康観察により、発熱等の風邪症状がある学生を他の学生と接触させないことを徹底した。日常生活における指導として、マスク着用、手洗い、手指消毒の徹底、毎日の行動記録、3密の回避等の注意喚起を周知機会の都度呼びかけた。

学生寮における対策として、居室へのカーテン設置と就寝時の使用の徹底、換気扇の24時間稼働、夕方～早朝までの間の3回の換気タイムの実施、毎日の共用部分の消毒等を行った。

食堂における対策として、食事時間の分散、席数の半減、パーティションの設置等を実施した。

なお、学生に対する新型コロナウイルスへの対応は、「発熱等の風邪症状がある学生への対応フロー」に基づき、隔離や自宅療養等を実施している。特に、学生寮で発生した場合を想定して「新型コロナウイルス感染が判明した場合の学生寮における対応」を作成し、濃厚接触者となった場合や保護者への対応等が円滑に実施できるよう備えた。

また、自宅待機の解除基準は、「発熱等の風邪症状が軽快した場合の対応について」に定め、学生の出席停止期間を明確にしている。

カリキュラムにおいては、4月10日から5月6日の期間は臨時休業とし、5月7日から5月31日の期間は、講義科目について遠隔授業で実施した。実習科目については休講とし、後日補講を実施した。

遠隔授業は学内ポータルを介したオンデマンド型の授業を基本としたが、一部授業については、ZoomやTeamsなどを利用して同時双方向型の授業を行った。遠隔授業においても面接授業に相当する教育効果を担保するため、毎授業毎にレポートを課し、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を行った。

6月1日からは対面授業を再開し、講義及び実習科目について、通常通り授業を行った。対面授業実施にあたっては、机を交互に配置し、45人定員の講義室については28人以下とするとともに、換気の徹底を図るなどコロナ感染症対策を徹底して行った。

また、教務委員会では、「遠隔授業マニュアル」を作成し、遠隔授業の実施方法について統一したマニュアルを示すとともに、教員間で操作方法等に関する講習会を開催するなど、遠隔授業の質の向上に向けた取組を進めた。

以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	研究に関して、外部と積極的に連携を模索している。新型コロナウイルス対策として、学生の健康管理を徹底している。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	静岡県立農林環境専門職大学等総務委員会規程【資料A 03-04】 静岡県立農林環境専門職大学等学内ネットワーク利用規程【資料A 09-04】
学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	静岡県立農林環境専門職大学等学生会規程【資料A 03-08-1】
学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	静岡県立農林環境専門職大学等キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09】 静岡県立農林環境専門職大学等学生相談室規則【資料A 07-10】
学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱【資料A 07-11】 就職・キャリア支援計画【資料C 05】 資格支援一覧【資料C 06】 新たな就学支援制度概要【資料C 12】 学生支援緊急給付金概要【資料C 13】
新型コロナウイルス対策 COVID-19 への対応・対策として適切な措置を講じている。	新型コロナウイルス感染対策助成事業【資料C 14】 保健医務室利用状況【資料C 15】 遠隔授業マニュアル【資料C 16】 体調不良者への対応フロー【資料C 17】 コロナ自宅待機解除の目安【資料C 18】 コロナ感染が判明した場合の学生寮対応【資料C 19】
設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

本学では、学則第17条に基づき教育課程連携協議会を設置している。本協議会は、静岡県立農林環境専門職大学教育課程連携協議会規則に則り、本学の教員及び職員に加え、企業や関係団体等から選出された12名の委員とで構成されている。協議会では、①産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関わる基本的な事項、②産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関わる基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項を審議している。令和2年度は9月1日に開催し、本学の教育方針とカリキュラムに関して、リーダーシップを持った学生、実践力のある学生が求められるとの指摘を受け、完成年度以降の改善を目指すこととした。

また、学則第16条に基づきFD・SD委員会を設置している。本委員会は、静岡県立農林環境専門職大学FD・SD委員会規程に則り、学部長、学生部長、教務委員長、その他3名の教員、及び総務企画課長、教務課長、学生課長等の事務職員4名で構成されている。委員会では、①FD・SD推進のための企画及び実施に関する事、②FD・SD推進に係るデータ収集のための企画及び実施に関する事等を審議している。また、FD・SD委員会では、学生の評価に関してルーブリックを取り入れることとし、9月24日に専門家による全員参加の研修会を行なった。研修を基に作成したモデルについて議論し、今後各教員が担当授業のルーブリックを作成することとした。

2) 自己分析活動の取り組み（目次） ※学習成果に関する分析の取り組み等の一つ以上記述します。

No.	タイトル	ページ数
1	学生による授業評価アンケートの実施	50
2	教員相互の授業参観の実施とフィードバック	52

3) 自己分析活動の取り組み

タイトル (No. 1)	学生による授業評価アンケートの実施
分析の背景	<p>新設の専門職大学という背景のため、講義や実習における指導経験が少ない教員が一定数いる。また、新型コロナウイルスの影響で、4、5月の約2ヶ月間、臨時休業及び遠隔授業が行われた。これらのことも含め、授業改善のために、学生の授業評価を収集し、分析を行った。</p>
分析の内容	<p>前期は79%、後期は61%の学生から授業評価アンケートの回答が得られた。授業の担当教員にはその授業のアンケート結果を、他の教員にはFD・SD委員会が以下の要領で取りまとめて報告した。各質問について、全科目の平均点を算出した。質問7を除き、最高評価が5点満点になるようにした。授業の難易度に関する質問7は、〈ちょうど良い〉を3点とした（それより難しい場合は点数が下がり、簡単な場合は点数が上がる）。記入形式の回答については、科目がわからないように修正を加え、すべてのリストを全教員に示した。</p> <p>学生の意欲に関しては、「授業に意欲的に取り組んだか」は前期4.1点から後期4.4点と上昇したが、「関連する学習をしたか」では前期2.4点から後期2.2点とわずかに減少した（週30～60分＝2点、1～2時間未満＝3点）。</p> <p>授業の質に関しては、「新しい知識や技能等を身につけられたか」、「シラバスに沿っていたか」、「教え方は、分かりやすかったか」、「教科書や資料が適切に用いられたか」、「総合的にみた満足度」のいずれも、前期に比べ後期の平均点が上昇し、前期も含めてすべてが3.9点以上になるなど、非常に高い評価となった。</p> <p>授業の難易度に関して（質問7）は、前期が2.6で〈ちょうど良い＝3点〉と〈やや難しい＝2点〉の間であったが、後期はちょうど3点となった。</p> <p>4、5月に行われた遠隔授業に関しては、「授業の進め方は適切だったか」及び「教科書や資料が適切に用いられたか」について、それぞれ4.0及び4.2と概ね良好であった。</p> <p>以上の結果から、学生の情報（新設大学のため、特に前期の間は入学生の学力が未知であった）及び前期アンケート結果を教員が共有したことにより、後期アンケート結果の高評価に繋がったと考えられる。一方、アンケートの回答率が後期に下がったことから、2年次以降も学生の意欲を維持できるよう注意深く見守る必要がある。授業の難易度に関しては、やや難しいくらいが学力向上に繋がるという意見も出たが、次年度以降の新入生についても同様の取組みを継続する必要がある。遠隔授業については、学生からは良い評価が得られたが、教務委員会（遠隔授業検討チーム）を中心に今後も様々な工夫や見直しを行い、経験を積んでいく必要がある。</p>

<p>自己評価</p>	<p>授業の学生評価により授業改善に繋がると考えられる。アンケート内容に関しては、設問により平均点の高い方が必ずしも良い評価というわけではなく、今後、設問を見直す必要がある。また、回を重ねるたびに回答率が下がっており回答率を上げる取り組みを行う必要である。</p>
<p>関連資料</p>	<p>令和2年度前期授業評価アンケート集計結果（大学）【資料D 01】 令和2年度後期授業評価アンケート集計結果（大学）【資料D 02】</p>

3) 自己分析活動の取り組み

タイトル (No. 2)	教員相互の授業参観の実施とフィードバック
分析の背景	<p>新設の専門職大学という背景のため、講義や実習における指導経験が少ない教員が一定数いる。このことから、教員相互の授業参観を実施し、他の教員の授業を参考とすることや、意見の収集・取りまとめを行うことが授業改善に効果的と考えられた。</p>
分析の内容	<p>全ての教員が、他の教員の授業を1回以上参観し、報告書を提出した。FD・SD委員会において報告書を取りまとめ全教員に周知した。</p> <p>報告書の概要</p> <p>1) 優れた点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の復習をしてから実習に入るという流れが良い。 ・ 実習範囲を広げて包装等の工程を加え、その重要性の説明からマーケティングに関する関心も高める工夫がされている。 ・ 実物(苗)を学生個々に用意して事前に説明する手法は革新的と感じる。 ・ 説明したいポイントに的を絞った自作動画を活用した説明は分かりやすい。 ・ 重厚な資料を配布するのは、学生の聴講姿勢の改善に良い。 ・ 講義の狙いを、はじめに配布し、講義と同時進行でポイントを理解させる。 ・ 後半に演習を行い、学生の集中力を持続させる。 ・ 理解度を優先し、用意した内容が理解されなければ次回に持ち越す。 ・ 重要語句を空欄にし、学生に書込みさせる方式の資料作り。 <p>2) 改善点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 映写枚数と配布枚数に差がある。枚数が多く学生がメモを取る時間がない。 ・ 配布資料と投影資料の順番が違って学生が追い切れていない。 ・ 動画が長すぎると学生の集中力が低下する。 ・ WEBページのコピペで作成した資料は字が不明瞭。 ・ 説明用の事例がもう少し多いと学生理解度向上に良い。 ・ 器具を説明する配布資料には名称も記載した方が良い。 ・ 白黒印刷の配布資料は見にくい。 ・ マスクをしている上に早口なので聞き取りにくい。
自己評価	<p>授業参観は個々の教員の授業改善の参考になったと考えられる。なお、今回は参観期間が短く、参観できる授業が限られたが、今後参観期間を長くし、選択の幅を広げる必要がある。</p>

関連資料

令和2年度 教員相互の授業参観 参加報告書 とりまとめ【資料D 03】

Ⅲ「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

本学では、多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の経営を牽引していくことができる高度な実践力と豊かな創造力を備え、各分野の経営体において中核を担う人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会における将来のリーダーの養成を目指している。

本学の行う特色ある教育研究の取組は下記のとおりである。

- 1 新入生の大学での学びの手引きとなるよう、基本的な学び方をまとめた「アカデミック・スキルズ -学びの手引き-」、並びに実習・演習を安全に行えるよう、薬品や実験器具、農機具等の基本的な使用上の注意をまとめた「実験・実習安全の手引き」を作成し、全学生に配布・説明した。
- 2 「多様なメディアを活用した新たな授業の取組について」として、コロナ禍の中、遠隔授業を効率的に行うための各種マニュアルを作成し、教員間で共有した。
- 3 本学の特徴である農業実習（総合実習、圃場実習）について、「実習を通じた農林業に関する実践的かつ幅広い学び」に取り組んだ。
- 4 3年、4年生に行われる臨地実務の実習先の選定方法、実習内容等について、臨地実務実習委員会（専門職大学）で検討した。
- 5 本学の専門職業人養成のための研究を進めるため、静岡県の研究機関、地域の農林業現場との連携を開始した。

2) 特色ある教育研究の取組み(目次) ※学習成果に関する分析の取り組み等を一つ以上記述します。

No.	タイトル	ページ数
1	新入生に対する学修手引書の作成（アカデミック・スキルズ 学びの手引き、実験・実習安全の手引き）	58
2	多様なメディアを活用した新たな授業の取組について	60
3	総合実習を通じた農畜林業に関する実践的かつ幅広い学びについて	62
4	臨地実務実習委員会（専門職大学）	63
5	地域との研究連携の推進	64

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	新入生に対する学修手引書の作成 (アカデミック・スキルズ 学びの手引き、実験・実習安全の手引き)
分析の背景	<p>本学は令和2年に開学したため、新入生に対する大学での学び方の基本的なものをまとめた本学独自の手引書がなく、効果的に学修を進めるために必要であった。また、学修の質を担保するうえでの教員の共通意識の醸成を図る必要があった。本学では、現場に即した実践力と創造力を備えた人材の育成を目指していることから、実習や演習に多くの時間を費やし、危険な作業を行ったり、薬品を使用したりすることが多い。しかし、農林業の幅広い分野の教育を行う本学の実習に見合う既存の書籍が無く、手引書の作成が必要であった。</p>
分析の内容	<p>1) アカデミック・スキルズ -学びの手引き- の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・編集委員会で、大学で学ぶ上での基本的な事項を取りまとめた手引書 (「アカデミック・スキルズ -学びの手引き-」(A4判 47頁)) の作成を決定し、それぞれの専門分野に明るい15名 (大学・短大) の教員で執筆した。 ・この手引書は令和3年1月に完成し、印刷した400部は全教職員及び学生に配布し、学生に対しては新入生セミナー時に解説した。 ・この冊子は、Ⅰ 専門職大学で学ぶ、Ⅱ 大学での学び方、Ⅲ 守るべきルールとマナーの三章で構成され、高校と大学の学びの違い、授業やレポートの作成、議論・発表の要点、図書館の利用方法、メールを含めたインターネット情報の活用方法、本学独自の様々な実習での学び方や学生が守るべきルールとマナーなど、本学における基本的な学び方についてわかりやすく解説している。 <p>2) 実験・実習安全の手引きの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究推進委員会で手引書 (「実験・実習」安全の手引き(A4判 58頁)) の作成を決定し、実験・実習に携わる15名 (大学・短大) の教員により、安全の手引き編集委員会を立ち上げた。 ・教員の専門分野別に執筆項目を分担し、学生が読みやすいようにカラーイラストを多用した手引書を作成した。 ・この手引書は令和3年3月に完成し、印刷した400部は全教員及び学生に配布し、学生に対しては新入生セミナー時に解説した。 ・化学薬品、ガス、実験器具の取扱方法、圃場実習 (農業機械の使用法、林業機械、家畜管理) 等、安全に実験実習を行うための内容、事故発生時の連絡先や応急処置の方法が、わかりやすく記載されている。 ・この2つの冊子を事前に学生に読ませることで、効果的また安全に授業に取り組めたものと思われる。

自己評価	<p>分かりやすい手引書である「アカデミック・スキルズ -学びの手引き-」と「実験・実習安全の手引き」の冊子が完成した。この冊子を事前に読むことにより、学生、教員とも共通意識で取り組むことができると考えられた。</p>
関連資料	<p>アカデミック・スキルズ -学びの手引き- 【資料E 01】</p> <p>実験・実習安全の手引き 安全な学習のために 【資料E 02】</p>

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 2)	多用なメディアを活用した新たな授業の取組について
分析の背景	<p>コロナ禍において、4～5月は学生が自宅待機となり、5月には遠隔授業を行う必要があった。遠隔授業のうち同時双方向型授業については教員間の習熟度の差があり、効果的に教えることができるのは一部の教員に限られていた。また、遠隔授業についてのルールが無かった。実習・演習についても、動画等の多用なメディアの活用による学生の理解促進が求められていた。これについても教員の習熟度に差があり、全教員が講義に動画を使用できる環境及びスキルが求められていた。</p>
分析の内容	<p>1) 遠隔授業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月から5月は、全学生が帰省したため、5月7日から遠隔授業を行うこととなった。 ・遠隔授業は①同時双方向型授業と②オンデマンド型授業が、各教員の判断で行われ、学生からの課題の提出、教員から学生への質問等への回答をメール等で行った。 ・遠隔授業については、「新型コロナウイルス感染症等に対応したメディアを利用して行う授業に関するガイドライン」と「コロナ禍における実習・実験の実施について」を令和3年2月にとりまとめ、教職員間で共有した。 ・また、「遠隔授業マニュアル(Power Point 138枚)」を作成し、教員共有とした。 ・これにより、全ての教員が遠隔授業を行えるようになったと考えられる。 <p>2) 動画活用のためのスキルアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画の編集については、フリーソフト「aviutil」をパソコン共有フォルダにインストールし、「編集方法のマニュアル」と「編集方法を解説した動画」を全教員に共有した。 ・これにより、多くの教員が圃場実習や講義で、動画を作成・活用し、学修を効果的に高めることができると考えられる。
自己評価	<p>遠隔授業については、ガイドラインとマニュアルを全教員に共有し、多くの教員で利用できるようになった。動画の編集については、教員間の習熟度に差があったが、マニュアルと動画による解説を共有することで、多くの教員の技術の向上が見受けられ、講義や実習で活用する教員が増加した。しかし、同時双方向型授業、動画の編集ソフトの活用については、まだ使用していない教員もおり、今後は積極的な活用を図る必要がある。</p>

関連資料	「新型コロナウイルス感染症に対応したメディアを利用して行う授業」に関するガイドライン【資料E 03】 コロナ禍における実習・実験の実施について【資料E 04】 遠隔授業マニュアル【資料E 05】
-------------	---

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 3)	総合実習を通じた農畜林業に関する実践的かつ幅広い学びについて
分析の背景	<p>本学ではディプロマ・ポリシーとして生産に関する実践的知識・技術はもちろん、選択分野のみにとらわれない幅広い知識を有した人材の育成を掲げている。この達成のため、1年次の実習科目「総合実習」がその趣旨に沿っており、効果的であるかは非常に重要なポイントである。</p>
分析の内容	<p>総合実習では野菜・花き・果樹・茶・畜産・林業といった幅広い生産分野において、それぞれの専門的知識・技術を有した教員陣がオムニバス形式で実習や視察を行う。具体的な授業内容を以下に挙げる。</p> <p>1) 幅広い分野での実践的な生産実習 通年、計30回の授業の中で各分野の教員が平均4回程度を担当し、実習を行う。野菜・花きでは播種・作付・栽培管理・収穫調製といった生産工程の中で重要となる作業を経験できるよう計画を組んでいる。その他、果樹類の枝管理や収穫・選果、茶の摘採・製茶、林木の樹種同定など、各分野の生産工程を理解する上で重要となる作業を実際に経験させる内容となっている。</p> <p>2) 運搬車・刈払機を題材とした農作業安全教育 農作業における危険個所や安全に作業を行うためのポイントを指導することはもちろん、運搬車・刈払機という農業で使う頻度が高い機械を題材に安全な使い方に関する使用実習を行っている。</p> <p>3) 生産現場の実際やスマート農業を知るための視察 畜産については、生産工程を理解するため、畜舎や畜産関連施設等の生産現場の視察を行っている。また、基本的な生産工程だけでなく、先進的な農業への見聞を広げてもらうため、先端技術導入によるスマート化に取り組む生産者の視察を行っている。</p>
自己評価	<p>学生アンケートでは、幅広く農畜林業について学ぶことができた点、実作業により知識だけでなく技術も学べた点、視察により現場を見ることができた点などを評価する回答が多くみられ、生産に関する実践的知識・技術や農畜林業全般に関して幅広く学ぶ姿勢を醸成する効果が十分にあったと考える。</p>
関連資料	令和2年度総合実習 学生による授業評価アンケート【資料E 06】

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 4)	臨地実務実習委員会（専門職大学）
分析の背景	<p>本学ではディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を習得させるため、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせた知識の習得を目指している。3年生（令和4年度）には、農業法人等での企業実習、4年生（令和5年度）には経営実習および経営分析演習を行うこととなっている。</p> <p>このため、これらの臨地実務実習の円滑な実施に向けて、実習方法、スケジュール、実習先との連携に関して事前に整理する必要がある。</p>
分析の内容	<p>専門職大学単独での臨地実務実習委員会（第1回委員会は短大と合同）を2回開催するとともに、企業実習、経営実習のそれぞれについてWGを編成し、企業実習、経営実習Ⅰ・Ⅱおよび密接な関係を有する経営分析演習Ⅰ・Ⅱの進め方について検討した。</p> <p>その結果、学生への具体的な説明を学生の2年次末に行う、それまでの間に実習先への依頼や実習の具体的な方法の詰めを行うなど、スケジュール（案）を策定した。また、経営実習の実習方法としてはキャップストーン型の実習を検討することとし、先進事例の調査や学習会を実施することとした。</p> <p>さらに、委員会メンバーで経営実習先の3法人に出向き、具体的な実習テーマの設定の仕方等について代表者と意見交換を行った。</p> <p>なお、生産マネジメント実習担当の教員との意見交換を行い、実習全般が円滑に行われるよう努めた。</p>
自己評価	<p>3年次後期および4年次の実習の在り方について具体的な対応についての検討を開始することができた。次年度以降も引き続き、実習先との調整を図りながら、実習内容を詰めていくこととする。</p>
関連資料	

タイトル (No. 5)	地域との研究連携の推進
分析の背景	<p>本学では農林業分野の専門職業人養成のための研究という観点に立ち、農林業の幅広い分野を研究の対象としている。また、地域に即した実用性の高い技術の研究に重点を置いており、本県農林技術研究所等県の研究機関や、地域の農林業現場との連携を図りながら研究を進めていく必要がある。</p>
分析の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県試験研究機関である静岡県農林技術研究所、畜産技術研究所及び静岡県農業戦略課と本学とによる「静岡県農業・畜産・林業技術研究連絡会議」を、令和2年8月に設置した。 ・「静岡県農業・畜産・林業技術研究連絡会議」は令和2年度は2回実施し、本学教員の研究分野の紹介、県試験研究機関からの主要な研究成果の報告会を実施した。 ・静岡県アグリオープンイノベーション機構との連携を図るため、沼津市のAOI-PARCを訪問し、研究・施設概要の説明を受けた。 ・磐田市と協力し、「磐田市未来の農業懇話会」に参画し、市内の先進的農業経営体との連携を進めるため、現地見学会および研究マッチング会議を開催した。 ・本学教員の専門分野は多岐にわたるため、地域連携促進のための資料として本学の教員紹介パンフレットを作成し100部印刷した。
自己評価	<p>開学初年度に、静岡県の農林業試験研究機関や、地域の先進的農業経営体との連携の取り組みを開始し、今後の共同研究等の準備が整ったことは、大きな業績である。</p>
関連資料	静岡県立農林環境専門職大学「教員紹介パンフレット」【資料E 07】

認証評価共通基礎データ

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1(令和3年5月1日現在)

事項		記入欄										備考	
大学の名称		静岡県立農林環境専門職大学											
学校本部の所在地		静岡県磐田市富丘678-1											
教育研究組織	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地								備考		
	生産環境経営学部 生産環境経営学科	令和2年4月1日	静岡県磐田市富丘678-1										
	大学院課程	開設年月日	所在地								備考		
	専門職学位課程	開設年月日	所在地								備考		
	別科等	開設年月日	所在地								備考		
学生募集停止中の学部・研究科等		-											
教員組織	学士課程	学部・学科等の名称		専任教員等							非常勤 教員	専任教員一 人当たりの 在籍学生数	備考
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手				
		14人	5人	4人	1人	24人	16人	10人	0人	26人			
	(大学全体の収容定員に応じた教員数)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計		14人	5人	4人	1人	24人	16人	10人	0人	26人	2.3人	
	大学院課程	研究科・専攻等の名称		研究指導教員及び研究指導補助教員							助手	非常勤 教員	備考
		研究指導 教員	うち教授数	研究指導 補助教員	計	研究指導 教員 基準数	うち教授数	研究指導 補助教員 基準数	基準数計				
		人	人	人	人	人	人	人	人	人			
	計												
	専門職学位課程	研究科・専攻等の名称		専任教員							助手	非常勤 教員	備考
専任教員		うち 教授数	うち実務家 専任教員 数	うちみなし 専任教員 数	計	基準数	うち 教授数	うち実務家 教員数	うちみなし 教員数				
人		人	人	人	人	人	人	人	人	人			
計													
校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計	備考					
	校舎敷地面積	-		18,076㎡			18,076㎡	校地等及び校舎は短期大学部と共有					
	運動場用地	-		10,469㎡			10,469㎡						
	校地面積計	㎡		28,545㎡			28,545㎡						
	その他	-		52,499㎡			52,499㎡						
区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計							
校舎面積計	㎡	494㎡	5,952㎡	453㎡		6,899㎡							
校舎等	学部・研究科等の名称		室数										
	生産環境経営学部 生産環境経営学科		44室										
	区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設							
	教室等施設	16室	-	7室	1室								
	サテライトキャンパス等												
図書館・図書施設等	図書館等の名称		面積	閲覧座席数									
	図書館		710.77㎡	104席									
	図書館等の名称		図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕								
	図書館		13,450〔383〕冊	78〔22〕種	22〔22〕種								
	計		〔 〕	〔 〕	〔 〕								
体育館	面積												
	904㎡												

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2(令和3年5月1日現在)

学部名	学科名	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	入学定員に対する平均比率	備考	
生産環境経営学部	生産環境経営学科	志願者数	67	72					1.14	
		合格者数	30	30						
		入学者数	27	28						
		入学定員	24	24						
		入学定員充足率	1.12	1.16						
		在籍学生数	27	54						
		収容定員	24	48						
	収容定員充足率	1.12	1.12							
			志願者数							
			合格者数							
			入学者数							
			入学定員							
			入学定員充足率							
			在籍学生数							
収容定員										
収容定員充足率										
学部合計		志願者数	67	72	0	0	0		1.14	
		合格者数	30	30	0	0	0			
		入学者数	27	28	0	0	0			
		入学定員	24	24	0	0	0			
		入学定員充足率	1.12	1.16						
		在籍学生数	27	54	0	0	0			
		収容定員	24	48	0	0	0			
収容定員充足率	1.12	1.12								

<編入学>

学部名	学科名	項目	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	備考	
生産環境経営学部	経営生産環境科	入学者数(2年次)	—	0					
		入学定員(2年次)	—						
		入学者数(3年次)	—	—					
		入学定員(3年次)	—	—					
		入学者数(4年次)	—	—	—				
		入学定員(4年次)	—	—	—				
学部合計		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0		
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0		
		入学者数(3年次)	0	0	0	0	0		
		入学定員(3年次)	0	0	0	0	0		
		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0		
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0		